

玖村敏雄の教育学観について

千々布, 敏弥

<https://doi.org/10.15017/804>

出版情報：教育経営教育行政学研究紀要. 1, pp. 57-65, 1994-03-31. 九州大学教育学部教育経営教育行政学研究室
バージョン：
権利関係：

玖村敏雄の教育学観について

千々布 敏 弥

0. はじめに

教育職員免許法の成立過程については、これまで教育刷新委員会議事録、戦後教育資料等に見られる法律案の変遷を主たる材料とした分析が重ねられてきた。その成果として主張されているのは、教育刷新委員会の3建議（「学制に関すること—教員養成について」、「教員養成に関すること 其の一」、「大学の国土計画的配置について」）間の推移を、いわば、リベラル・アーツ重視から目的養成重視への退行という文脈で語るものが多かった。

筆者が有する問題意識は、先行研究においてよく見られる、いわば「教育刷新委員会重視」の姿勢に対する疑問である。例えば、学校教育法案制定に当事者として関わった安嶋彌氏が、辻田文書や春山文書による法案成立過程に関する研究に「ある人物、資料が過大にあるいは過小に評価される可能性は、常にある」と批判している⁽¹⁾ように、法案成立過程においていかなる要因がいかなる影響をはたしたかという洞察は、客観性の保障を欠くことになろうとも、必要なことであろう。

先行研究にそのような洞察が皆無であったとは言えないし、史料の発掘とその分析は貴重な業績である。しかし、通常、法案作成過程において主に従事するのは、文部省の担当課の職員であり、彼らに直接の影響力を行使するのは課長である。局長、大臣の意向が働く場合もあるが、それは大所的な観点が多い。審議会の役割は、あくまで「審議」であり、「答申」あるいは「建議」という形で行政担当局に進言するだけである。審議会の意見を重視するか否かは、

そのときどきの文脈によるところが大きいであろう。教育刷新審議会がまとめた教育職員免許法に関わる3つの建議の位置づけは、それが当時の担当課である師範教育課にどのように受けとめられていたかの視点を抜きにしては解釈が片寄るおそれ大きいと思われる。

師範教育課長を勤め、『教育職員免許法同法施行法解説』を執筆した玖村敏雄は、その書の中で教育刷新委員会に関し、次のように言及している。

「ここでは暫く国民大衆の要望を表面に取り出して論ずることとするならば、教育職員も他の公務員と同様に国民大衆の正しい奉仕者でなければならない。彼らが愛護し将来への希望をかけている彼らの子弟のために十分な資格と能力のある教育職員を養成し配置して子弟の教育についての不安なからしめることは民主的立法の大きな目標でなければならない。この点については総理大臣の諮問機関である教育刷新委員会から重要な意見を開陳せられたし、国会の文教委員会からも要望せられるところがあった。」⁽²⁾

この文章にみられる玖村の教育刷新委員会観は、「重要な意見を開陳」する機関ではあるが、その建議の通りに業務を遂行していたわけではない。いわば外部の機関なのである。その文脈においてみると、教育刷新委員会は文教委員会、さらには別の箇所而言及されている教職員組合と同じ位置づけ（もちろん影響力の違いはあるが）でとらえることができよう。さらに、「暫く国民大衆の要望を表面に取り出して論ず

ることとするならば」あるいは「彼らが愛護し将来への子弟の教育についての不安なからしめることは民主的立法の大きな目標でなければならない」という表現からは、「民主的立法」手続きを経ないですむならば、「国民大衆の要望」は、できればあまり受け入れたくないという姿勢を読みとるのは早計であろうか。それでも、少なくとも、教育刷新委員会の建議に積極的に従い、その理念による法案作成に取り組むというよりも、法案作成のイニシアティブはあくまで玖村の側にあり、教育刷新委員会は「重要な意見」の提供者であったと読みとることはできるのではなかろうか。

本稿は、教育職員免許法案の作成過程におけるイニシアティブの所在を師範教育課、すぐれてその課長であった玖村に置くという仮説のもとに、玖村の教員養成観、さらには教育学観を見直すことを主眼とする。玖村の教員養成観に関する分析は山田昇氏が若干の考察を行っているほか、先行研究はあまり見られない。山田氏の考察においては「刷新委員会やC I Eの意図を体現する忠実な官僚であった」という観点から分析されており、その点が本稿と立場を異にするところである⁽³⁾。以下において、玖村の既刊の公表論文、著書に加え、未刊の原稿をもとに、玖村の教員養成観及び教育学観を分析することとする。

1. 文部省師範教育課の位置

向山浩子氏は、教育職員免許法案の命令主義（教員免許令案）から法定主義への推移に問題の所在をおきながら、その背景をさぐる手がかりを教育刷新委員会の審議に求め、教育刷新委員会における改革構想の齟齬が法案作成の方針転換に影響を及ぼしたかの如く分析を進めている。しかしここで留意しなければならないのは、法案の作成過程は師範教育課内部で進められていたわけで、教育刷新委員会は直接に関与してはいないということである⁽⁴⁾。

資料の限界から教育刷新委員会議事録に手がかりを求めることはやむをえないとしても、法案作成過程を分析する資料は第一に文部省内部

に求められるべきであろう。その点、春山文書や辻田文書は貴重な資料となるであろうが、法案の検討が進められた昭和22、23年当時、春山順之輔は大学課長、辻田力は調査局長であった。したがって省内の連絡調整の必要から彼らに法案のコピーが配布されることはあっても、それは師範教育課内部における検討がすんだ後の案であったはずである。

師範教育課が法案作成にあたって外部機関をどのようにみていたかをうかがう資料として、未刊の原稿（「教員養成史稿」と題されている）に次の記述がある。

「米国教育使節団が帰国した後、わが国においても教育再建の問題を審議するために、同年八月、総理大臣の諮問機関として設置されたのが「教育刷新委員会」である。この委員会は「日本教育制度ニ対スル管理政策」という覚書や米国教育使節団報告書の内容に対しては十分検討しながら、当時のわが国としてどのような教育改革をなすべきかを審議したのである。（略）さて教員養成について米国教育使節団の報告書には大要次のような勧告がなされていた。（略）以上のような勧告も参考にしながら、教育刷新委員会は数次にわたる熱心な討議の結果をまとめて、昭和二十二年の五月と十月の二回に建議するところがあった。（略）文部省の事務当局は以上のような二つの線の間立たされて新しい教員養成制度を樹立しなければならなかったのである。」⁽⁵⁾

この記述には、文部省の事務当局（すなわち玖村のいた師範教育課）は、教育刷新委員会と米国教育使節団（後に「米国側」という表現も見られるところから、玖村の意識では教育使節団をC I Eと同次元の機関としてとらえていたと思われる）をあくまで外部の機関とみなしながら、それぞれの意見を尊重しながら法案をまとめる姿勢がうかがわれる。同原稿には、「教員免許基準については事務当局が教育刷新委員会と民間情報教育局との間に立って折衝した」との記述もあり、師範教育課はC I Eと教育刷新委員会の意見を、ともに尊重する姿勢で臨んでいた

のではないと思われる。さらに、「玖村敏雄先生伝」に描かれているような玖村とCIE（特にV.A.カーレー）との交流を考えると、師範教育課にとって教育刷新委員会の位置づけはCIEより低いものととらえられる⁽⁶⁾。

2. 教育刷新委員会建議に対する師範教育課内部の検討

教育刷新委員会の教員養成制度改革論議に対する師範教育課独自の検討をうかがわせる文書が玖村文庫に蔵されている。「師範学校の學藝大學への移行について」と題する文書で、日付はないが、内容からみて学芸大学に言及した教育刷新委員会の建議「教員養成に関すること其の一」（昭和22年11月）から、「大学の国土計画的配置について」（昭和23年7月）までの間に作成された文書と推測される。その一部を記す。

「師範学校の學藝大學への移行について

一、師範学校は教員養成を主とする學藝大學となるのであって固有の學藝大學となることの意味はあまりないこと。

師範学校が學藝大學となるとゆう計画の中には教員教養を主とする學藝大學としてばかりでなく固有の學藝大學即ち一般教養科目のうちのどれかを四年の大學に伸して研究教授するコースをも含んでゐる。これは意義のあることであるが全ての師範学校がこの計畫で行くことには考慮すべき問題を残してゐる。

第一はわが國の現状では固有の學藝大學は一府縣一校とゆうほど多くいらぬことである。職業的専門的教養のための大學教育でない大學教育は必要には違くないがあまり多くなりすぎるのは考えものである。

第二は師範学校が昇格した固有の學藝大學としての大學への入學志願者はあまり多くはあるまいとゆうことである。一般的教養は新制大學の重要な特色ではあるし文理両面の學問研究を通じての教養はそれぞれその方面の充実した大學があるし旧制高等学校が轉換した大學もある。そこへ一般教養を特色をうたった學藝大學ができて、こ

れがよほど成長し普及するまでは入學志願者が少ないと思う。（後略）」

この文書は教育刷新委員会が提起した学芸大学の概念に懸念を示しているものであるととらえられよう。この資料は手書き原稿ながらも、印刷されたものであり、関係者に広く読まれたものと思われる。このような検討が文部省内部ですすめられた背景には、①教育刷新委員会の建議に対する文部省の意志形成機関としての独自性、②教育刷新委員会が提起した学芸大学構想への現実的懸念（すなわち、理念通りの学生が学芸大学を志望するかという問題）、の二つが大きな要因として挙げられよう。

3. CIEと師範教育課

上記にみた師範教育課の教育刷新委員会への対応は、CIEに対してはどうだったであろうか。山田昇氏が、「1948年段階の検討過程についてその経緯を示す資料は乏しく、なお不明の点が多いのである。わずかに玖村文庫の中に免許法立案に関するトレーナーよりの示唆に関する資料が見いだされ」るほどであるとのべているが⁽⁷⁾、「教員養成史稿」における玖村の次の記述から、CIE・トレーナーの指示が師範教育課の業務に与えた影響がうかがえる。

「免許法についてははじめ民間情報教育局では「簡素で集約的」な、原則規程だけにとどめ都道府縣教育委員会をして詳細な規則を作らせるべきであるから、國の法律としては、四、五ページ程度のもので十分であるという覚書を出した。」

実際の「教育職員免許法律案に関するトレーナー氏の示唆」と題する文書においては、教育委員会法の成立を受け、教員免許状発行に関する主導権を都道府県に与えるため、國は最小限の単位を定めるにとどめる旨の指示が記述されており、その最後に「以上の示唆を與えられたのち、四、五頁ほどの法案作成要綱を提出するよう命ぜられた。」とある⁽⁸⁾。語句、文脈が一致するところから、トレーナーの指示が師範教育課の法案作成に大きな影響を与えていたことは疑い得ないであろう。

『教育職員免許法同法施行法解説』において玖村は、法案作成過程を次のように紹介している。

「草案は書き改められること五度、その都度関係各方面や文部省内の各課と連絡協議し、また現職教員の代表とも打ち合わせをした。局議と省全体の課長会議では最も慎重に検討論議した。こうして私共の草案は次々に朱を加えられて原形をとどめないほどになった部分もある。最後の草案が省議を経て各省次官会議の承認を得、ついで閣議決定によつて政府原案として国会に提案せられたのは去る四月二十五日であつた。」⁽⁹⁾

「教員養成史稿」においては、トレーナーから示唆を受けたのち、できあがった法案を持参したところ当初の方針とは反対に「種々の注文をつけ」られ、「結局詳細な規程を作ったほうがよろしいではないか」という方針転換があった旨記述されている。玖村が法案をCIEに持参する際に、省内でどのレベルまで検討した上で持参したかはわからぬが、CIEとのやりとりと、省内における検討はかなり厳しいものであったことがうかがえる。

4. 玖村敏雄の教員養成観

これまでの検討は、文部省内部における教員養成制度に関する議論の態様と、それに対する教育刷新委員会等の外部機関の影響の在り方を見るものであった。これにより、法案作成における師範教育課の実際の影響力をうかがい知ることができるのではなかろうか。ここからは、師範教育課長として、法案作成の実質責任者としての役割をはたした玖村敏雄の教員養成観をみることにする。

玖村は昭和21年に師範教育課長となり、28年に山口大学教育学部長として転出するまで勤め続けた。組織の一員として勤務する以上、上司の意向を汲みながら業務を遂行する姿勢が含まれても不思議はないが、「玖村敏雄先生伝」に紹介されているCIE・オアとの次のやりとりは、玖村の勤務形態をうかがうものとして参考

となろう。

「君はいかにも腰が強いが、そんなに腰が強いのは誰か強力な後盾があるからなのか」

「いや、そんな人はありません」

「そんな筈はない、誰かあるに違いない。大臣とか有力な国会議員とか、とにかく日本の有力者の中に後盾がある、あるに違いない」

(略)

「そうです、私に後盾があります」

「それみなさい、それは誰ですか」

「吉田松陰」⁽¹⁰⁾

おそらく玖村は、教育刷新委員会、CIE双方の教員養成構想を受けながら、一方で彼独自の教員養成構想をあたためていたのではないかと思われる。玖村が教員養成制度に言及した資料として、未刊の原稿「教師養成制度の刷新」がある。年代が記されていないが、内容的に、辻田文書にある「教員養成制度刷新要項案」(昭和22年12月15日付)に近いことから、この案が練られた時期に執筆されたものではなかろうか。

「教師養成制度の刷新」において、玖村は、まずそれまでの師範教育に対する批判と反省を述べる。ただし、それは一方向的な批判ではなかった。

「これまでの師範教育については、殊に終戦後において、むしろ厳しく否定的に批判されているようであるが、その厳しさは教師養成の重要性を認めてのことであると思う。ただ師範教育のみが取り上げられて、それよりも数において多い一般大學や専門学校卒業生に教員免許状を與える制度や中等学校卒業生が助教諭になることなどがあまり問題にならないのはどうしたことであらう。」⁽¹¹⁾

このように玖村は、教育刷新委員会にみられたような一方向的な師範教育批判には組みしなかったのであった。「これまでの師範教育は全然誤っていたとは思わぬが、反省しなくてはならぬいくつかの欠陥をもっていたことは率直に認めたい。」と述べながら玖村が師範教育の欠陥とし

て挙げたものは、「職人風」ということばであらわされるものだった。

「生きた社会の中に生きた子供を相手にしながら、その社会と子供との要求を主軸にして教育計画を自分で立て自分で実践してゆくこれからの教師はもはや教科書中心の職人では間に合はない。教育の専門職でなければならない。職人は一定の型を守り、一定の行動様式を固定して、静的な物の見方に立つ、反復が巧妙を生んで来る。専門職は広い教養をもって生きた現実と取り組んで動きつつある中にバランスを取り、縦横無尽に人の成長と発展を助ける。反復でなくて創造の業である。」⁽¹²⁾

玖村の「職人風」批判は、教育刷新委員会における「師範型」批判と同様のものであろう。そして、その対策として、玖村は「専門職」育成の必要を説いたのであった。

その点では、玖村の考えとして、教育刷新委員会にみられたアカデミシャンズ論は受入れがたいものであった⁽¹³⁾。

「日本側には教育刷新委員会が設けられて、あらゆる面から新しい教育体制の建設について検討せられた。教員養成に関しては従来の師範教育がかなり厳しく批判せられ、はなはだしきは大学教育さえ受けておれば誰でも教員にはなり得るとさえ主張する人もあった。」⁽¹⁴⁾

「教職的教養の不要論を説く一群の識者はわが国の総人口から見て極めて少数しかいない天分豊かな知能優秀な人達であることもみのがしてはならないであろう。(略)平均知能の底辺から上に向かってどの階層の人達に教育界の主勢力を求めろかが問題である。少しでもそれを高めることが現実の問題である。」⁽¹⁵⁾

このように、玖村はアカデミシャンズ論は非現実的な論として廃棄し、専門職育成の理想を求めながら、現実的に優秀な教員を求めろる策を模索するのであった。教員確保の現実策は後に言及するとして、ここでは玖村の専門職論の内容を確認しておく。

「教育という事業は生成途上にある人間の直接的な育成であつて、単に知識技能を授ける作用であると簡単にいつてしまうことは出来ない。人生の理想、教育の目的及び原理、教育の制度、学校の管理、教育課程の編成、教育指導方法等を哲学、社会学、心理学、法律学、歴史学其他の学問的基礎に立つて検討し明確な検地に立つて事を処する必要がある。更に教育の対象である児童青年の成長と発達、その身体的心理的社会的発達について十分な理解をもち、常に全体としての人生の中に全体としての人間の育成を計画し、援助と指導を與えなければならない。人間が稀にかかることのある病氣という異状現象を治療し、またその予防を教えるために医学が存在し、そのためにはたらく専門職としての醫師がこの医学を修めなければならないように、教育という仕事のために教育に関係ある学問が十分に発達し、この学問的基礎に立つて人間の育成という重要な仕事にたずさわる専門職がなければならない。人命が尊いから醫師の職が専門職になつて来た。人間の育成ということもそれに劣らず尊い仕事であるから教育も専門職にならねばならない。」⁽¹⁶⁾

「専門職としての教師は高い教養をもちねばならぬ。高いというに二面がある。広く豊かな一般教養と或る方面の専門的教養がそれである。教養は単なる知識の所有の意ではなくて、知識が知恵と共に在り、且つ勇気を伴い、行為と情操につながり、全体としての人間のはたらきが高い統一にあり、他の人との共同の出来る地盤にある人格の相をいうのである。」⁽¹⁷⁾

このように玖村の専門職論は、「広く豊かな一般教養」をも重視するという意味において、アカデミシャンズ論を視野にいれ、それを超えたものであったととらえられよう。それと同時に、医師を専門職のモデルとしてとりあげ、医師と医学の関係の如く教師と教育学の関係を構想している。

玖村の専門職論は、教育の在り方を医療にな

ぞらえてその専門性を高めようとする意図とともに、子どもの受教育権の最低限の保障という理念も含んでいる。

「新しい制度の第一の原則はすべての教育職員は専門職であるべく、専門職としての特別な教養を身につけたもののみ免許状を與えて教育の職に就くことができるように規定することであった。(略)教育がもし普通職であって一般的な教養と教授する学科についての専門的な教養さえあれば誰にでも勤まる職であるなら、別に免許制度は必要でない。仮に免許制度を施行するにしても教職に就くものに特別な教職的教養を要求しなくともよいことになる。論者の中には教育者は人として尊敬に値し学問的実力さえあればよいので、区々たる方法技術のごときは教育経験の間に習得することができるから、あらかじめ教職的教養など不必要であるとなすものがある。これは試行錯誤法を豫想するものであって、(略)すべての教育職員もその他の職に就くものとともにこのようにして成長してゆくことは認めなければならない。けれども錯誤はこれを被教育者の側からみるならば被害である。被害を豫想してのこのような論は民主主義社会において許されるべきことでない。」⁽¹⁸⁾

「その(教育学の一筆者注)學問技術的迫力をもって教育の効率をあげる方向をたどる。平凡な普通の教師でもかならず達し得る一定の目標までを確保させる教育學である。日常社會生活や兒童青年の諸要求を細かに調査し、分析し、これを教育の方法にまで結び付けていく。醫學が病人を診断し、治療の方法を講じて病氣をなおすように教育學も個人の診断からはじめて一定の目標に人を導き成長するように助ける技術の學である。私はそういう教育學でもって教育學の完成せられた形であるとは思わぬし、その將來の動向に多大の注目をしているものであるが、しかし現段階までのところでも大いにわが短所を反省ししめられ、少な

くとも従來の學風に大轉換が必須であると感ずる。」⁽¹⁹⁾

このように、専門的知識を獲得することにより「平凡な普通の教師でもかならず達し得る一定の目標までを確保させる」ことが可能になることを意図している。この構想の背景には、教員の需給問題に対する視点がからんでいる。

「幼稚園・小學校、中學校、高等學校の教員がわが國には約六十萬いる。これらの人達の素質が優秀であることは望ましいには違いないが、天下第一流の人をここに集めることはまず不可能である。平均知能の底邊から上に向かってどの階層の人達に教育界の主勢力を求めめるかが問題である。少しでもそれを高めることが現実の問題である。」⁽²⁰⁾

このように、「平均知能の底邊から上に向かってどの階層の人達に教育界の主勢力を求めめるか」という問題に加え、「少しでもそれを高める」課題意識からすると、その手段としての専門的知識の必要性は自ずと導かれる論理ではなかったろうか。

5. 教員需給の戦略

玖村の教員専門職論は、上にみたように、教員需給の戦略的意味合いをもっていた。教員需給に関して最も責任を問われる部署にいたのであるから、そのような観点をもつのも当然であろう。ここでは、附論として、玖村の論文中、教員需給の戦略に言及している部分を見てみる。

「ここでお問題になることがある。優秀な素質の学生が教員を志望するかどうかという点である。これには社会の教員に対する評価、國又は地方の教員に対する待遇、青年が自らの適職を自ら選ぼうとする態度、教育という仕事の理解を助けるよう学校がする進学指導等の問題があるが、いまひとつ重要なことは教員を志望したいが学資に困っているという場合、これを援助する制度の問題である。(略)文部省では(略)種々の事情を検討した結果、貸費制によることとし、一定年限を義務教育に従事した

者には貸費の返済を減免することにしたい意向で、日本育英会とその制度について具体的な規定を相談中である。」⁽²¹⁾

「問題は中等学校における上述の特殊學科（保健体育、音楽、図画、工作、職業関係—筆者注）及び小學校教員志望者の不足をどうするかという点にある。前者については有力な特色のある地方的な施設を各ブロック—大學に結集する方法を取るか、實習實驗等に多くの時間を要し教職的教養を受ける暇が少ないことを考慮してその単位を減ずるかの処置をすべきではないか。後者に対しては教育奨学金制度を活用して特別な措置をするようにしているが、なお十分ではないから、將來増額するように努める」⁽²²⁾

いかに養成課程や資格要件を工夫しても、新教育の初等中等カリキュラムが必要とする教員数を充足するには、その教科を希望する教員を募らねばならない。特に希望者が不足する中等学校の一部の教科や小學校教員を充足するためには、奨学金制度の充実という、金銭的措置をとらざるを得なかった。「教員数の確保」が危ういという厳しい条件をつきつけられながら、そのなかで教育内容の質の確保を追究するという、ぎりぎりの状況における選択の結果として、玖村の専門職論は位置づくと思われる。

6. 玖村敏雄の教育学観

玖村の教員養成観の根幹ともいえる教職に関する専門的知識の獲得は、獲得すべき知識体系が未成熟のままであった。玖村は教育学に対し「少なくとも従來の學風に大転換が必須である」と記している。すなわち、玖村は教師が専門的知識を獲得することの必要性を主張しながら、それまでの教育学は、そのような知識を供給するという課題に応えきれないという問題意識をもまた、抱いていた。

「英米派の學問が（略）常に現實の要求に根をおろしながら、實驗・實証・實用の方向をとって来たことは獨逸風の學問とよい対象である。さりとして學問がそのために徹

底しないわけではなく、特異の相において進歩を続けている。（略）教育学の面についてもこの特色ははつきり見られる。教育哲學・教育史・教育問題・學習指導法等において米國の教育学には著しい實用主義、實證主義・心理主義があり、調査・統計・觀察・實驗・測定を重んじ、高遠な論や理論体系よりも現實の教育改革にみつぐ成果を狙っている。」⁽²³⁾

玖村は、従來の教育学はドイツ風の観念的なものであり、「實利實益のために學問するとか、人生のために研究するとかいう實學を輕べつする風を生じた」と批判している⁽²⁴⁾。これに対し、英米派の學問は實驗・實証・實用の方向を志向して「高遠な論や理論体系よりも現實の教育改革にみつぐ成果を狙っている」と映ったのであった。すなわち、医学に似た「技術の学」を体現しているのが英米派の學問であった。

玖村は広島高等師範学校専攻科ではペスタロッチの研究に取り組み、その後の研究対象は専ら吉田松陰であったと推察される。⁽²⁵⁾英米派の學問に対する関心は、それまでの彼の研究から導かれたものであったのか。そのような要因もあろうが、玖村の当時の教育学批判の背景には、CIE（おそらく特にV.A.カーレー）との交流が主要要因となっていたのではないと思われる。

すなわち、彼が理想とする教育学観はモデルを特にアメリカにおける教育学に求めながらも、その具体像は明確に固まっていなかったと思われる。

「教職的教養については果たしてなにがどの程度必要であるかという問題がある。これについては専門家が理論的にも実験的にも研究し論議して次第に合理的な線を確立して行くであろう。現に改革途上にある新制度の中で各大学はそれぞれ特色のある講座組織や学科編成をしており、その講義内容も決して一様ではない。けれども概括的にこれを見れば、一教育の本質の理解、二兒童青年の成長と發達の理解、三教育の手段及び方法の理解、四学校管理及び教育行

政の理解に分けることができよう。そうしてこれらの総合を教育の実地経験を通じて学ぶために専門家の指導の下に行われる教育実習がある。』⁽²⁶⁾

このように玖村は、教育学の分野として大まかな枠組みを示しながら、その具体的内容は「専門家が理論的にも実験的にも研究し論議して次第に合理的な線を確立して行くであろう」ことを期待するにとどまっているのである。

玖村の在任中、彼の呼びかけにより教育学研究者有志による「教師養成研究会」が組織されている⁽²⁷⁾。それは、玖村の構想した教育学を体现すべく組織されたものではなかったろうか。教師養成研究会の共同研究の成果たる叢書には、『成長と発達』、『教育課程』、『学校管理』、『教育原理』の名が並び、あたかも玖村の提示した枠組みにより研究が進められたかのようである。

7. ま と め

以上、教育職員免許法制定における師範教育課長玖村敏雄の教員養成観及びそれに付随する教育学観を概観した。玖村が批判した技術の学たりえない教育学という文脈は、今日でも耳にするとところである。そして、教員養成課程に対する批判と再検討は幾度となく繰り返されてきた。この今日の問題に玖村の教育学観を対置するといかなる構図が見えてくるか。

第一に、技術の学たりえない教育学という批判図式は、玖村に始まったことでなく、大正新教育運動の時期から見られたということである。戦時中の硬直化した教育界の影響により大正新教育の遺産が玖村の目に止まらなかったとも考えられようが、この視点がそのときどきの教育をめぐる文脈の中で繰り返し取り上げられている観が拭えない。そこで、技術の学たりえない教育学という批判の視点は、真に批判たりえるのか、もしや問いのたてかたが誤っているのではないかという疑問が生じてくる。

第二に、玖村が腐心した教員の質の実質的確保の問題である。今日の教員の質に関してはある程度の評価は得られようが、それは大学の教

員養成課程によるものといえようか。医師の国家試験の如き資格授与の試験制度なしに、教員養成課程を修了した学生に一律に免許を授与する制度の危険性は玖村も指摘していた。それが今日の如き制度となったのは、大学の設置認可段階における審査に質の確保の期待をかけたからである。⁽²⁸⁾その理念は高等教育の量的拡充の理念と相反するものであったろう。ここでアクレディテーションや課程認定制度の問題にまで論を進めようとは思わない。もちろん、大学設置、課程認定も問題とすべき重要な要因であろうが、玖村はそのような要因を片方の視点におきながら、教員養成課程の内容の工夫により教員の質を確保しようと考えたと思われる。それは師範学校及び検定制度の否定であり、それに代わるところの新しい教員養成カリキュラムの創出により、そのようなカリキュラムを有する大学であれば、どの大学でも「かならず達し得る一定の目標までを確保」することが可能になると考えたのではなからうか。その構想には、教員養成カリキュラムに対する過大な期待、さらにはカリキュラムの構成要素である教育学に対する過大な期待一言葉をかえると、予定調和的な楽観的期待—があったのではないかという懸念である。

(註)

- (1) 内外教育 No4448, 1993.7.27
- (2) 玖村敏雄編『教育職員免許法同法施行法解説 法律編』学芸図書 1949
- (3) 山田昇『戦後日本教員養成史研究』風間書房 1993
- (4) 向山浩子『教職の専門性—教員養成改革論の再検討—』明治図書 1987
- (5) 玖村敏雄「教員養成史稿」(玖村文庫)
- (6) 辻信吉『玖村敏雄先生伝』ぎょうせい 1978
- (7) 山田昇「履修基準を中心とした教育職員免許法の成立に関する考察」国立教育研究所『戦後教育改革資料の調査研究報告書』1985

玖村敏雄の教育学観について

- (8) 「教育職員免許法律案に関するトレーナー氏の示唆」(玖村文庫)
- (9) 玖村敏雄『教育職員免許法同法施行法解説 法律編』学芸図書 1949
- (10) 辻信吉『玖村敏雄先生伝』ぎょうせい 1978
- (11) 玖村敏雄「教師養成制度の刷新」(玖村文庫)
- (12) 同上
- (13) 「アカデミシャンズ論」という概念は山田昇氏の概念を引用している。山田昇「教育刷新委員会におけるアカデミシャンズとエデュケーショニスト」和歌山大学教育学部紀要 No.20 1970
- (14) 玖村敏雄「教員養成八十年」文部時報 No.908 1953.4
- (15) 玖村敏雄「教育職員の養成問題」理想 No.215 1951.3
- (16) 玖村敏雄編『教育職員免許法同法施行法解説 法律編』学芸図書 1949
- (17) 玖村敏雄「教師養成制度の刷新」(玖村文庫)
- (18) 玖村敏雄「教育職員の養成問題」理想 No.215 1951.3
- (19) 玖村敏雄『新教育の動向』愛知書院 1948
- (20) 玖村敏雄「教育職員の養成問題」理想 No.215 1951.3
- (21) 玖村敏雄「教員養成の問題を中心にして」文部時報 No.858 1949.3
- (22) 玖村敏雄「教育職員の養成問題」理想 No.215 1951.3
- (23) 玖村敏雄『新教育の動向』愛知書院 1948
- (24) 同上
- (25) 辻信吉『玖村敏雄先生伝』ぎょうせい 1978
- (26) 玖村敏雄「教育職員の養成問題」理想 No.215 1951.3
- (27) 辻信吉『玖村敏雄先生伝』ぎょうせい 1978
- (28) 玖村敏雄編『教育職員免許法同法施行法解説 法律編』学芸図書 1949